

2018年11月30日

個人向け信託商品（しんきん相続信託「こころのバトン」

しんきん暦年信託「こころのリボン」）の取扱開始について

島根中央信用金庫（出雲市 理事長：福間 均）は、平成30年12月3日（月）から、信金中央金庫（以下「信金中金」といいます。）の信託契約代理店として、下記のとおり個人向け信託商品の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

本商品は、信用金庫の中央金融機関である信金中金の信託業務取扱い開始にあわせて、平成29年1月より発売された信用金庫業界独自の商品です。信金中金による元本保証により高い安全性を確保するとともに、信託機能の活用により、お客さまの円滑な相続・贈与のニーズにお応えするものです。本商品にご興味をお持ちのお客様は、最寄りの店舗にお問い合わせください。

記

1. 取扱商品の概要

（1）しんきん相続信託「こころのバトン」

（元本補てん付き合同運用指定金銭信託）

お客さまがご自分の将来の生活資金としての定期的な受取りや、ご家族に遺す金額および受取方法をあらかじめ指定することができます。お客さまに万が一のことがあったときご家族が安心して生活できるよう、ご自身の資金の承継についてご準備いただく商品です。

（2）しんきん暦年信託「こころのリボン」

（元本補てん付き合同運用指定金銭信託）

お客さまが贈与をご希望される場合、ご指定の贈与手続きをサポートする商品です。定期的に信金中金より書類をお送りしますので、贈与の機会を忘れることもありません。誰にいくら贈るかのご指定も可能です。

2. 事務手数料

両商品の事務手数料につきましては、信託金額の0.8%（消費税別）となります。

※2019年11月30日までの1年間は、両商品とも信託金額の0.4%（消費税別）とさせていただきます。

以上

※商品の詳細につきましては、信金中央金庫のHPをご覧ください。

URL <http://www.scb-trust.jp/>

(本件に関するお問合せ先)
島根中央信用金庫業務推進部
TEL : 0853-20-1000